

# 野々島学園運営規定

## 第1章 事業の目的等

(事業の目的)

### 第1条

愛火の会（以下、「事業者」という。）が運営する指定生活介護の事業は、利用者が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 事業者が運営する指定就労継続支援 B 型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 野々島学園
- (2) 所在地 合志市野々島 2774 番 4

(提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者)

第 3 条 事業者が本事業所において提供する指定障がい福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象は次のとおりとする。

指定障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象者
指定生活介護	15 名	知的障害者
指定就労継続支援 B 型	15 名	知的障害者

2 事業者は、前項の利用定員を超えて指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型（以下、「指定障害福祉サービス」という。）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

### (取扱方針)

第4条 事業者は、生活介護計画又は就労継続支援B型計画（以下、「個別支援計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

2 事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### (提供拒否の禁止)

第5条 事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

### (介護)

第6条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

3 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り換えるものとする。

4 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、離床、着替え、整容等の介護その他の日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。

5 事業者は、常時一人以上の生活支援員を介護に従事させるものとする。

6 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

### (訓練)

第7条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は指定就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

3 事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させるものとする。

4 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者に

よる訓練を受けさせないものとする。

(生産活動)

第 8 条 事業者は、指定就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供にあたっては、地域実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。

2 事業者は、指定就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。

3 事業者は、指定就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

4 事業者は、指定就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(工賃の支払)

第 9 条 事業者は、指定就労継続支援 B 型の生産活動に従事している利用者に、当該指定就労継続支援 B 型毎に生産活動にかかっている事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 事業者は、指定就労継続支援 B 型の提供する場合には、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(実習の実施)

第 10 条 事業者は、指定就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めるものとする。

3 事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業案内所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適正を踏まえて行うよう努めるものとする。

(求職活動の支援等の実施)

第 11 条 事業者は、指定就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 か月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めるものとする。

(食事)

第 13 条 事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、予め、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

2 事業者は、食事の提供にあたっては、利用者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切

な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第15条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たって、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等のその他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定並びに必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制に整備
- (4) 虐待の防止の啓発・普及するための従業員に対する研修
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

### 第3章 従業員の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第17条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元して行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事務所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 医師 1名以上

医師は、指定生活介護の提供において、日常生活の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、指定生活介護の提供において、療養上の世話又はシンリョウの補助を行う。

(5) 生活支援員 4名以上

生活支援員は、指定生活介護または指定就労継続支援 B 型の提供において、食事、入浴及び排泄等の介護、日常生活上の相談支援、社会活動の支援、他のサービス提供機関との連絡調整、健康管理の指導等を行う。

(6) 職業指導員 4名以上（目標工賃達成指導員 1名を含む）

職業指導員は、指定就労継続支援 B 型の提供において、就労に必要な準備訓練や生産活動の指導を行う。

(7) 調理員 2名以上

調理員は利用者の主に昼食及びおやつ調理等を行う。

(8) 事務員 2名以上

事務員は、施設の事務等全般を行う。

(個別支援計画の作成等)

第 18 条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家

族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事務所提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置づけられる努めるものとする。

5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス責任管理者は、第4項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。

8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者について継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上の個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

#### 第4章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第19条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、原則として月曜日から金曜日とする。ただし、（正月）を除く。
- (2) 営業時間は営業日の8時から5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、営業日の9時から16時までとする。

指定生活介護	9時から16時まで
指定就労継続支援B型	9時から16時まで

## 第5章 サービスの内容及び利用者から受領する費用の額

(指定生活介護の内容)

第20条 本事業所で行う指定生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与することとする。

- (1) 入浴、排せつ又は食事等の介護
- (2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供
- (3) その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助
- (4) 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助

(指定就労継続支援B型の内容)

第21条 本事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は次のとおりとする。

- (1) 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) その他の必要な支援
- (4) 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等の支援
- (5) 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助

(利用者から受領する費用の額)

第22条 事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1食当たり620円

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、1食当たり200円とする。

- (2) 指定生活介護に係る創作的活動に係る材料費

実費相当額を徴収する。

4 事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第23条 通常の事業の実施地域は、合志市の全部、菊池市の一部(泗水町)、菊池郡菊陽町の一部(津久礼・光の森)、熊本市の一部(武蔵丘、楠、楡木、麻生田、八景水谷、清水新地、改寄町、子糸山町、植木町植木)とする。

## 第7章 サービスの利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 利用者は、本事業を利用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用者に際しては、従業者の指示に従い秩序を乱す言動をしないこと、また緊急時に空ける連絡先についても明確にすること。

(2) 健康状態に異常がある場合には、その旨可能な限り申し出ること。

(3) 本事業の趣旨を理解し、規律ある生活をする事。

(4) 火器の取り扱いには常に注意し、所定の場所以外での喫煙はしないこと。

(5) 恋に器物破損及び設備を破損し、また許可なくその他を持ち出さないこと。

(6) 当規定第25条、第26条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(7) 従業員の運転する自動車に同乗する際には、運転者の指示に従い安全運転に協力すること。

## 第8章 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(緊急時等における対応方法)

第25条 従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第26条 事業者は、消火設備その他の非常災害対策に際して、必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の医療機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものと



する。

## 第9章 その他運営に関する重要事項

### (苦情解決)

第27条 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

### (勤務体制の確保)

第28条 事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業者は、指定障害福祉サービスの種類ごとに当該事務所の従業員によって指定障害福祉サービスの提供を確保するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修が機会を確保するものとする。

### (秘密保持等)

第29条 従業員は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

### (記録の整備)

第30条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第 31 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、愛火の会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。